

申請書等の一部押印廃止について（令和3年1月4日）

令和3年1月4日より、宅地造成の許可等に関する行政手続きにおいて、（すべての様式ではありません。一部の様式に限ります。）を廃止します。

宅地造成の許可等に関する押印廃止について

押印を廃止する主な様式の一覧表

規程の名称	様式	様式の名 称	押印の取扱い
宅地造成等 規制法施行 細則	別記様式第二	宅地造成に関する工事の許可申請書	押印を廃止する
	別記様式第三	宅地造成に関する工事の完了検査申請書	
名古屋市宅 地造成等規 制法等施行 細則	別記第5号様式の2	宅地造成に関する工事の変更許可申請書	
	別記第5号様式の3	宅地造成に関する工事の変更届出書	
	別記第9号様式	中止・取止め・再開届出書	
	別記第11号様式	宅地造成に関する工事の一部完了検査申請書	
	別記第13号様式	手数料減免申請書	

○ 任意の様式など一覧表にないものについては、窓口にてご相談ください。

お問い合わせ先：名古屋市 住宅都市局 建築指導部 開発指導課 宅地規制係 TEL:052-972-2733